

会報 ふくしま

No.92

R8.8.24発行



「陸地と海の境界標？」（撮影／白河支部 宗像 浩）

CONTENTS

- 1 会長あいさつ
- 2 法務局長あいさつ
- 3 政治連盟会長あいさつ
- 4 公嘱協会理事長あいさつ
- 5 顧問弁護士あいさつ
- 6 会務報告
- 7 支部だより
- 8 新人調査士紹介
- 9 ミニコーナー
- 10 インフォメーション
- 11 編集後記

会員のみなさまへ

残暑お見舞い
申し上げます！



広報キャラクター 地識くん



ご あ い さ つ

会 長 土 井 將 照

皆様こんにちは。日頃より本会の会務運営に対し、ご理解とご協力を頂いておりますことに心より感謝申し上げます。また、本年5月28日に開催された令和8年度第71回定時総会におきましては、大変貴重な意見を頂戴し、連合会を含めた土地家屋調査士会の組織運営に前向きなご提案を賜りましたこと、とても有意義な総会であったと嬉しく思っております。これも、会員の皆様が、きちんと会のことを考えてくれていることの表れだと思っております。心より感謝申し上げます。

7月28日に熊本におきまして、また大きな地震が発生しました。前回の熊本地震から10年が経過し、復興再建に向けて頑張っていた地域に、再び大地震が発生し被害が生じていることに心を痛めるばかりです。お亡くなりになった方々には謹んで哀悼の意を捧げるとともに被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。今後、本会でも連合会と歩調を合わせ、支援に対する活動を行ってまいりたいと考えておりますので、会員の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、土地家屋調査士を取りまく業務環境ですが、相続登記の義務化に加え、本年4月からは住所、氏名、名称変更についても登記が義務化されました。この制度は、今後の所有者不明土地を増やさないための施策として期待されるのですが、現時点では隣接地の所有者・管理者不明土地に遭遇する機会は増加しているような感覚がございます。実際問題として、明治時代の所有権登記名義人のままで、宅地化されておらず荒れ放題の土地に遭遇した場合には、現在の管理者が誰なのかを搜索する作業に時間を要し、業務が滞ってしまうことがあります。職務上請求書の利用で相続関係は追跡出来ることにはなっておりますが、数代にわたって相続関係を調査しようとすると、関係人の数が膨大で時間と費用が想定を超えるものとなり、依頼者の要望に沿えなくなる場合も考えられます。

このような場合、課税情報を入手する権能があれば、どれだけ迅速に関係者に辿り着けるだろうと思うところではありますが、残念ながら現状ではその情報を入手することはできないことになっております。このことに関しては、現在連合会でも関係機関との継続的な協議を行っているように聞き及んでおりますが、1日でも早く隣接土地所有者情報の入手を容易に出来るような環境整備を望むところです。

そのためには、「土地家屋調査士」が何者なのかを広く国民・市民に知ってもらう必要があると思います。本会では、「土地家屋調査士」を知ってもらうために外部に向けた、メディアを利用した広報活動と、内部に向けた業務研修、筆界特定研修、ADR研修等を開催することで土地家屋調査士の資質向上を図り、国民・市民から安心して任せられる土地家屋調査士を育成してまいりたいと思っております。会員の皆様におかれましては、国民・市民から隣接法律専門職である国家資格者として高評価をしてもらえるよう、ひとり一人の精緻な業務実績の積み重ねと、自身ができる広報活動をお願いしたいと思います。

私ごとではございますが、ゴルフに行くときは、できるだけ「土地家屋調査士」帽子とポロシャツを着用しております。見かけた方が「土地家屋調査士」って何だろうと検索してもらうのが狙いです。是非ご賛同いただき、土地家屋調査士グッズを纏ってラウンドして頂けましたなら、それも広報活動の実践になるものと思います。

まだまだ暑い日が続きます、くれぐれも体調管理にお気を付け下さい。



御 挨 拶

福島地方法務局長 安 藤 直 人

福島県土地家屋調査士会並びに会員の皆様には、日頃から表示に関する登記、筆界特定制度、表題部所有者不明土地解消事業を始めとする法務局業務の推進に格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

とりわけ、地域の現場に最も近い立場から、国民の大切な財産を守り、不動産登記制度を支えていただいている皆様の御尽力に対し、この場をお借りして深く敬意を表したいと存じます。

このたび、御挨拶を申し上げる機会を頂戴しましたので、本誌面をお借りして、法務行政を取り巻く情勢の一端について御紹介させていただきます。

第1に、表題部所有者不明土地解消事業についてです。

令和元年度から実施しております本事業は、我が国における喫緊の課題である所有者不明土地問題への対策の一つとして導入された重要な施策です。

現在、43名の会員の皆様に、所有者等探索委員として御協力いただき、いわゆる変則的な表題部所有者欄の登記の解消に取り組んでいただいております。その御活躍は、制度の定着と推進に大きく寄与されているところです。

同事業は、全国的に作業の遅れが生じており、当局においても、積み残し作業の早期解消に向け、これまで以上に円滑かつ迅速な実施を図ることとしておりますが、現場で粘り強く調査に当たっていただいている会員の皆様の御尽力なくして、この事業は成り立ちません。引き続きの力強いお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

第2に、法務局地図作成事業についてです。

本年度は、1年目作業として、いわき市平字九品寺町ほか・平字五色町ほか地区（被災地域復興型）及び会津若松市中町ほか地区（防災・まちづくり型）において事業を実施しております。

また、2年目作業として、いわき市平字尼子町ほか地区（被災地域復興型）及び郡山市若葉町ほか地区（防災・まちづくり型）において事業を進めております。

地図整備事業は、将来にわたり正確な土地情報を次世代に引き継ぐための重要な社会基盤整備です。現地調査や境界確認など、会員の皆様には専門的知見と豊富な経験を存分に発揮していただいております。事業が順調に進捗しているのも皆様の御協力の賜物と考えております。

第3に、筆界特定制度についてです。

筆界特定制度の申請件数は、年によって多少の増減はあるものの、制度発足以来、高い水準を維持しております。筆界特定制度が高い水準で活用されている背景には、会員の皆様による地道な制度周知と、紛争の未然防止に向けた日々の取組があります。地域住民の不安を解消し、安心して暮らせる社会づくりに貢献されている皆様の活動に、改めて深く敬意を表します。

私は、法務局と土地家屋調査士の皆様は、国民の権利を守り、安全・安心な社会の実現を目指す「最も身近なパートナー」であると考えております。社会情勢が大きく変化する中であっても、その信頼関係と連携の重要性はますます高まっています。

今後とも互いに力を合わせ、福島県の実現と県民の皆様の安心を支えるため、共に歩んでまいりたいと考えております。引き続き変わらぬ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、そして今後ますますの御活躍を心より祈念申し上げます。御挨拶といたします。



所有者不明土地管理制度

福島県土地家屋調査士政治連盟

会 長 柴 山 武

所有者不明土地とは、改正後の民法第264条の2において、「所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地」と記載されている。つまり、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地又は所有者が直ちに判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地のことをいう。

高齢化の進展や人口の減少、土地の所有意識の希薄化などの背景から所有者不明土地は増加傾向となっており、現在の全国の土地における割合は約40%を占めている。所有者不明土地が引き起こす問題としては、所有者の探索に多大な時間を要することから土地の利用・活用を阻害することなどがあげられる。

2021年に民法が改正されたことにより、特定の土地のみに特化して管理を行う所有者不明土地管理制度が創設され、2023年4月1日に施行となった。

本制度は、調査を尽くしても所有者又は所有者の所在を知ることができないこと、管理状況に照らし管理人による管理の必要性があることを要件として、利害関係人の申し立てにより裁判所から管理命令が発令される。選任された管理人は対象の土地について、保存や利用、改良行為を行うことに、裁判所の許可を得て、対象不動産の処分（売却等）をすることも可能である。なお、対象財産の処分等によって金銭が生じたときは、管理人は供託することが可能である。

財産の管理において、行方不明者が発生した場合に從來から活用されている制度として、不在者財産管理制度（民法第25条）がある。制度の概要としては、所有者不明土地管理制度と要件や管理人の権限等、類似している部分も多く、土地の所有者の所在が不明である場合に、利害関係人の請求により、不在者財産管理人が選任される。

「特定の土地」に特化している新制度と比較して、不在者財産管理制度は「人」に特化している制度とすることができる。

例えば、公共事業による用地の取得においては、事業用地のみを対象に管理人を選任することが可能であり、また、行方不明者の最終住所地を問わず事業用地を管轄する裁判所での手続きが可能となる所有者不明土地管理制度が活用される機会も多くなると思われる。一方で、土地のみでなく、建物も含めた管理人の選任を検討する場合、所有者不明土地管理制度のみで建物まで含めた管理人の選任は出来ないが、不在者財産管理制度を活用すると、すべての財産の管理が可能となる。

土地の所有者の所在が不明である場合には、所有者不明土地管理制度と不在者財産管理制度のどちらの要件も満たしうるため、どちらの制度を活用するかについては手続の目的や対象となる財産の状況等を踏まえ、個別事案に応じて適宜選択する必要がある。

本制度は特定の土地に特化した制度であることから、すべての財産を対象とする不在者財産管理制度と比較しても効率的に手続きを進めることができ、選任された管理人の負担も軽減される。

事業用地以外の財産も管理することとなる不在者財産管理制度と比較して使いやすい制度であり、また、所有者不明土地管理制度は2023年4月に施行された制度であることから、所有者不明土地における課題の解決に向けて大きく前進したものといえる。



ご 挨拶

公益社団法人
福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理 事 長 竹 内 博 幸

連日の猛暑により、現場作業にも大きな影響が出ておりますが、皆様にはお変わりなくお過ごしのことと存じます。今年から気象庁は最高気温40度を「酷暑」と定義しました。県内は幸い猛暑にとどまっているものの、危険な暑さが続く厳しい夏となっています。

平素より当協会の事業運営に深いご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

6月9日には、福島地方法務局および調査士会の後援のもと、市民公開講座を開催いたしました。「所有者不明土地の解消に向けて」「身近な不動産問題の傾向と対策」をテーマに、福島地方法務局但野統括登記官と永盛弁護士よりご講義をいただき、官公庁用地担当者や一般市民を含め140名を超える参加がありました。今後も講座内容の充実と広報の強化を図り、社会貢献活動を継続してまいります。

また、官公庁用地担当者向けの不動産登記法出前講座では、改正土地基本法に基づく境界標設置の重要性や、登記未処理案件の具体的な対応方法について助言を行い、適正な公有地管理の推進を市町村へ働きかけております。昨年度は須賀川市、田村市、会津美里町、会津坂下町で開催し、いずれも高い評価をいただき、用地担当者との信頼関係の構築につながりました。その結果、業務相談や受託案件も着実に増加しています。

一方で、震災以降の復興政策に伴う予算の社会福祉分野へのシフト、さらに世界情勢の不安定化や物価高騰の影響もあり、用地関連予算は東北6県ともに減少傾向が続いています。

現在、当協会が受託する「法務局地図作成事業」は、令和7年度は「いわき市平地区」「郡山市若葉町地区」で進行中です。令和8年度は7月の入札により、「いわき市平地区」「会津若松市中町地区」の2地区を新たに受託いたしました。土地家屋調査士ならではの高精度な地図作成が期待されており、責任をもって業務を進めてまいります。

6月の理事会では、会員減少が続く中で5名の入会希望があり、面談を行いました。一般事件が減少する一方、嘱託業務への期待は高まっています。調査士会・政治連盟・公嘱協会がそれぞれの役割を自覚し、連携を強めながら課題に向き合うことが重要であると改めて感じております。会員の皆様には、引き続きご協力をお願い申し上げます。

厳しい暑さはもうしばらく続きそうですが、どうか体調にご留意いただき、無事に猛暑を乗り越えられますことを祈念し、ご挨拶といたします。



どこからが友だちか

顧問弁護士 吉 津 健 三

私は、ある教育関係団体の役職に就いていますが、高校生を主たるメンバーとする哲学対話というものに参加したことがあります。哲学対話とは「答えのない日常の問いについて他者と共に対話しながら本質を探究する手法で、専門知識は不要で、意見を論破するのではなく、深く聴き合うことを目的とする」などと言われています。私のグループの参加者は20人くらいで、社会人は5人くらいだったという記憶です。

「どこからが友だちか」という表題はその時のテーマです。このテーマは、人と人が関係を形成していくのに、仮に、知人、仲間、友だち、親友というような進化形があるとして、どのようなメルクマールをもって「友だち」（以上）と言えるかという問いと理解されました。

参加者各自が「言っぱなし」に近い状況で意見を述べ合いました。ある高校生の「楽しいときに集まるのが仲間で、困ったときに集まる（来てくれる）のが友だち」という発言には成る程と思いました。かくいう私の発言は、「居酒屋で数人の飲み会をするのが仲間で、居酒屋で2人だけで酒を酌み交わせるのが友だちで、ついでに言うと、2人だけで旅行できるのが親友」と発言しました。普段親交のある人を念頭におきながら、相当の関係性を積み上げてきた仲でなければ、居酒屋で2人だけで酒を酌み交わすことはしない（できない）という感覚がありましたし、さらに、旅行ともなれば、自分が疲れているときなどに、連れの言動にイラッとしたりすることもあるわけですから、そのようなことも含めて許容し合える関係でなければ、2人だけでの旅行はできないだろうと思ったことによる発言でした。ただ、発言した後、高校生にはイメージがしにくい話だし、そもそも、未成年者に酒席の例え話をする事自体が不適切だったかもしれないと反省したものでした。

ところが、哲学対話を終了した後、各グループの代表者（高校生）が振り返りの発表をしたのですが、私のグループの代表者は「居酒屋の話が大変面白く考えさせられました」と発表したのです。高校生でも分かってくれたかと少し嬉しい気持ちになる一方で、まさか経験していないよねと心の中で突っ込みを入れて苦笑しました。

仲間でも友だちでも親友でも、自分の人生に彩りと潤いを与えてくれる存在であることは間違いありません。これからの人生でも仲間、友だち、親友を大切にしていくとともに、自らもそうした人たちに彩りと潤いを与えられる存在でありたいと思います。

会 務 報 告

福島県土地家屋調査士会 令和8年度 第71回 定時総会

日 時 令和8年5月28日(木) 午前10時30分から午後3時30分
場 所 スパリゾートハワイアンズ（ラピータ）
総 会 員 数 244名
出席会員数 240名（本人出席者97名、委任状出席者143名）

- 日程第1 議事録署名人の選任及び書記指名について
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 報告第1号 災害対策本部からの報告
- 日程第4 報告第2号 令和7年度事業報告
- 日程第5 報告第3号 福島県土地家屋調査士会会議室使用規則の一部改正について
- 日程第6 議案第1号 令和7年度一般会計収支決算の承認について
- 日程第7 議案第2号 令和7年度特別会計収支決算の承認について
- 日程第8 議案第3号 令和8年度事業計画（案）の承認について
- 日程第9 議案第4号 令和8年度一般会計収支予算（案）の承認について
- 日程第10 議案第5号 令和8年度特別会計収支予算（案）の承認について
- 日程第11 議案第6号 福島県土地家屋調査士会会則の一部改正（案）について



総会の様子



土井会長あいさつ

第71回東北ブロック定時総会報告

社会事業部理事 五十嵐 洋 介

日	時	令和8年7月10日(金)、11日(土)
場	所	宮城県仙台市青葉区 「江陽グランドホテル」
出	席	者
		東北ブロック協議会会長 土井將照
		東北ブロック協議会事務局長 細野智弘
		東北ブロック協議会相談役 小野寺正教
		代議員 渡部宏一、澤田法明、渡邊聡志、名取俊光
		傍観者（オブザーバー） 黒森陽一、宗像 浩、五十嵐洋介、渡辺聡子、 佐藤千尋、小野佳子
来	賓	福島県土地家屋調査士政治連盟会長 柴山 武
		福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 竹内博幸

開会の言葉、土井会長の挨拶に続き、議長が選出され、議事に先立ち議事録署名人の選任と書記の指名がなされました。

報告事項として、執行部より議案書に基づき令和7年度会務・事業報告がされ、議案審議に入りました。

議事

- 第1号議案 令和7年度収支決算報告承認の件
- 第2号議案 令和8年度事業計画（案）審議の件
- 第3号議案 令和8年度収支予算（案）審議の件
- 第4号議案 次期総会開催担当会決定承認の件
- 第5号議案 役員任期満了（監事）に伴う選任の件

執行部より議案書に基づき説明がされ、質疑・応答を得て進められました。滞りなく議事が進められ、すべての議案につき承認され終了しました。

次に式典へと進み、会長挨拶・表彰状授与式・来賓祝辞・祝電披露の順で進められました。表彰状授与式においては、令和7年度秋の褒章者・令和8年度春の褒章者・法務大臣表彰受賞者が報告されました。次に仙台北法務局（管区）局長表彰受賞者及び東北ブロック土地家屋調査士会協議会会長表彰受賞者の順で授与式が行われました。ここで1日目の予定は終了し懇親会となりました。

2日目は始めに有限会社桐栄サービス様より土地家屋調査士賠償責任保険と団体所得褒章保険・団体総合生活保障保険についての説明がありました。次に研修会として公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部の方より「不動産取引（土地）と契約不適合責任」についての講義が行われました。最後に各部担当者

会同として、総務部・財務部、広報部、研修部、業務部・社会事業部・ADRの4つのグループに分かれて意見交換を行いました。すべての予定が終了し散会となりました。

今回、私はオブザーバーとして参加し、2日目の各部担当者会同には社会事業部担当として参加しました。今年度の事業計画では新人研修を各ブロック協議会が開催することとなり、それらの準備会議や予算編成がありました。今年度の担当会は福島会のため、担当する方に置かれましては大変かと思いますがよろしくお願いします。予算についても限りある予算の中での配分にはご苦労されていると感じました。

懇親会においては余興として尺八演奏家の平澤真吾氏とフルート奏者の佐々木舞氏による演奏が披露されました。生演奏を聴くことが余り無いので良い体験ができました。

各部担当者会同では事前に回答していたアンケートに基づき意見交換を実施しました。私は業務部・社会事業部・ADRのグループでの意見交換でしたが、各単会において実施して有効な方法や共通の悩み等の様々な意見交換ができました。

最後に今回の会場となった江陽グランドホテルはジョジョの奇妙な冒険と言う漫画のモデルとなったホテルらしく、作者が仙台市出身であることから仙台市に関わるものが登場しているとのことでした。ホテルの中は装飾が素晴らしく興味のある方は聖地巡礼も良いかもしれません。



土井会長あいさつ



表彰状授与

【受賞報告】

～ おめでとうございます ～



名誉会長 小野寺正教会員（郡山支部）が令和8年 春の褒章にあたり、
黄綬褒章を受章されました。

令和8年度表彰受賞者一覧

※敬称略

黄綬表彰受章者

小野寺 正 教 郡山支部

仙台法務局長表彰受賞者

小林 正 行 福島支部

三 瓶 文 孝 福島支部

高 橋 典 昭 白河支部

志 賀 正 弘 いわき支部

福島地方法務局長表彰受賞者

大 槻 武 志 福島支部

中 島 寛 福島支部

澤 田 法 明 いわき支部

白 土 洋 介 いわき支部

菅 野 貴 弘 いわき支部

日本土地家屋調査士会連合会長表彰受賞者

斎 藤 眞 治 福島支部

芦 原 淳 一 会津支部

猪 狩 茂 いわき支部

日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会長表彰受賞者

土 井 將 照 郡山支部

柳 沼 憲 一 郡山支部

安 部 正 伸 郡山支部

鈴 木 義 雄 郡山支部

山 口 和 一 会津支部

会 川 敬 いわき支部

福島県土地家屋調査士会長表彰受賞者

佐 藤 拓 弥 郡山支部

渡 部 進 喜 会津支部

《補助者規則 第12条 第1号》

佐 藤 恵 福島支部（渡辺裕之事務所）

村 井 道 子 福島支部（柴山武事務所）

【広報部報告】

ラジオCMの実施について

今年度も本会広報の一貫として『ふくしまFM』にて福島県土地家屋調査士会のラジオCMを放送することとなりましたのでお知らせいたします。

会員の皆様に置かれましては、ぜひご周知の程をお願い申し上げます。

『福島県土地家屋調査士会

ラジオCM (20秒)』

放送期間：令和8年8月1日(土)～令和9年1月30日(土)の6ヶ月間

※偶数月は月・水・金、奇数月は火・木・土の週3回

テレビCMの実施について

福島会では、今年度の本会会務の一貫として、下記のとおりKFB福島放送にて福島県土地家屋調査士会の暑中見舞いCMを放映いたしますので報告いたします。

福島県土地家屋調査士会15秒CM

期 間：令和8年8月1日～15日

回 数：15回（1日1回）

放送局：KFB福島放送（5ch）

全国一斉！表示登記無料相談会を開催しました

日時：令和8年7月31日(金) 10時～16時

会場：県内6箇所

福 島	福島市市民センター	206講義室
郡 山	郡山市労働福祉会館	第3会議室
会 津	城南コミュニティセンター	
白 河	白河市産業プラザ人材育成センター	第1教室
いわき	いわき市文化センター	
相 双	道の駅なみえ	会議室

ご協力をいただきありがとうございました。

【研修部報告】

会員証更新時研修（第Ⅱ期年次研修）が開催されました。

日時 令和8年6月23日(火)

場所 ビッグパレットふくしま コンベンションホール

講義 「土地家屋調査士職務倫理規程・職責」

日本土地家屋調査士会連合会 神奈川会 大 竹 正 晃 様
「職務上請求書の取扱いについて」

日本土地家屋調査士会連合会 香 川 会 大久保 秀 朋 様
「懲戒処分」 弁 護 士 権 田 光 洋 様

本年は、5年に1度の会員証更新年にあたり、会場参加型研修として開催されました。

当日は日調連提供の年次研修動画の視聴と、グループごとに選択した課題に取り組みました。

研修終了後、会員証及び補助者証の交付が行われました。

支 部 だ よ り

仕事の充実と家族との時間

福島支部 渡 辺 靖 之

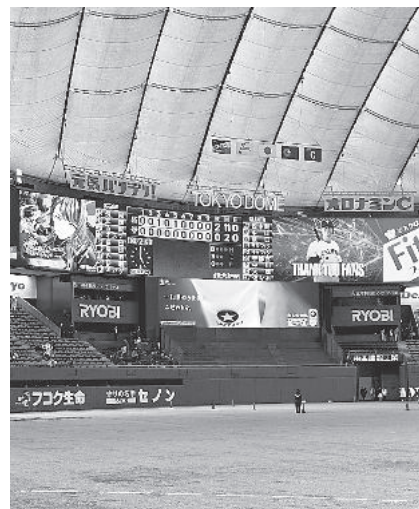
土地家屋調査士登録から7年、支部理事となつてから1年が過ぎました。私は妻と息子1人を東京に残し、単身赴任の生活を7年続けています。そんな息子は今年で中学3年生となり、一般的には親離れをしている時期かと思いますが、最近とても嬉しくもあり、びっくりする出来事がありました。

それは、息子から「キャッチボールをしよう」と声をかけられたことです。息子は自ら何かをしようと言う性格ではなく、これまで何の前触れもなかったのでとても驚きました。聞くところによると、どうも野球に興味を持ったらしく、自分もやってみたいとのことでした。幸い、家には小学校の頃に購入していたグローブがあったため、直ぐに近くの公園まで走ってアップを済ませ、ストレッチをして即座にキャッチボールをしました。いざやってみると思うようにいかないのか、納得がいけない様子でした。息子には、「初めからできる人はいないので練習を続けることが大切だよ」と伝えました。始めた当初は、私が東京に戻った時の月に1回程度の練習だったため、中々上達しませんでした。最近では自ら練習しているようでもありました。

つい先日、私が東京に戻った時、息子は「今までは腕投げになっていたから体を使って投げるように投球ホームを改善した」と言ってきました。とても自信があるように見えたので、少し離れた広いグラウンドでキャッチボールをすることにしま

した。しかし、ボールのスピードは上がりましたが、コントロールにバラつきがありました。

次の日、昨日のリベンジのため、近くの公園に行きました。初めはうまくいきませんでした。「最初の腕振りのときには力を入れず、最後地面に叩きつけるように力を入れる」とアドバイスをしたところ、コツをつかんだらしく、別人のように万々ストライクが入るようになりました。その時に、息子の満面の笑みを見ることができました。このようなきっかけもあり、野球観戦を楽しみながら家族で過ごす時間も増えました。



東京ドームでの野球観戦

以前、青年土地家屋調査士会の懇親会の場で、とある先輩と話をする機会がありました。その方は、ご家族は東京にお住まいで、ご本人は福島県内で仕事をされ、忙しくても福島県から東京まで毎週帰って家族と過ごされていました。とてもご家族思いの方で、お話にはとても感銘を受けました。その反面、これまでの自分の行動に恥じらひを感じました。その時に、わたしも家族との時間を大切に過ごそうと心の中で誓ったことをふと思い出しました。

土地家屋調査士の仕事は、直接的に地域に貢献できる仕事であると思います。だからこそ、困難にぶつかっても、解決した時の達成感はこの上なく、また、土地家屋調査士の諸先輩方は困ったときに力になっていただける職種であるとも感じます。

家族との時間があるから仕事が充実し、仕事が充実するから家族との時間が楽しく過ごせると感じています。

今後も家族の時間を大切に、そして土地家屋調査士として地元福島で地域貢献できる仕事を続けていければと思います。

* * * * *

人権擁護委員

白河支部 坂 本 洋 一

令和7年7月から郡山人権擁護委員協議会岩瀬石川地区の人権擁護委員を務めているが、引き受けた事を後悔している。

担当小・中学校での人権教室の計画と交渉と開催（私は、須賀川一小、須賀川一中、須賀川義務教育学校稲田学園の担当である）、須賀川市主催の無料相談会への対応、小・中学生向け人権作文コンテストの案内と審査（12月に、教頭に電話して校長とアポイントメントを取り、法務局から渡された資料を持って学校に説明に行かなければならない）、人権の花贈呈式を含む各種啓発活動、SOSミニレターへの返答など、内容があまりにも多岐に渡る上、実費弁償金支給制度はあるものの、労力を考えれば実質的にボランティアである。おまけに、岩瀬石川地区（26名）、郡山人権擁護委員協議会（66名）、福島県人権擁護委員連

合会（349名）それぞれに総会があり、各種役員が任命され、出席義務がある。更に、郡山人権擁護委員協議会所属の全員（郡山地区、岩瀬石川地区、田村地区に分かれる）が前記の活動とは別に、こども人権委員会、男女共同参画委員会、高齢者・障がい者委員会、研修広報委員会のいずれかに配属され、そちらもまた総会、各種研修会がある。

福島県全体で、土地家屋調査士の人権擁護委員は同じ須賀川の吉田和広さんと私の二人だけ。司法書士も、気が付いた範囲では平田村の元法務局職員三本松公平さんだけである。基本的に現役の人間が引き受ける役職ではない。弁護士委員も僅かにいるが、彼らは相談業務のみであり、学校担当から外れ、交渉事を含んだ各種活動には従事しない。小中学校の元教員と市役所OBのための体の良い名誉職、ボランティアというのが実情だろうが、現役の調査士も退職者側に分類されてしまうのが理不尽である。

法務局での常設相談という業務がある。郡山支局で言えば、3階に常設相談室があり、半年に一度くらいのペースで駐在日が回ってくる。その日は午前10時から午後3時まで常駐し、電話又は来庁での相談に応じるのだが、先日、気になる相談があった。守秘義務があるので具体的な内容は控えるが、郡山市在住の40代の女性が、市外の職場でいじめを受けているという。法人の代表者とその息子に付度する人はハードな勤務条件から逃れられるのに、そうではない人にはパワハラ、モラハラ、セクハラが横行しているのだとか。ところが、法務局が取れる策は非常に限られている。総務課長と対応を協議するのだが、話が噛み合わない。少し脚色が入るが、以下のようなやり取りにならざるを得ないのである。

「それは法務局ではなく、労働局の管轄ですね。」
「でも、鏡を見てから物を言えとか、ブスとか、デブとか、ルッキズムを盾に弄られるのは人権侵害ですよ。」

「法務局としては、ブスとかデブとか人権侵害となる発言をした人を具体的に特定した上で、その人に対して何時、何処で、誰に、こんな発言をしましたよね。あなたの発言は人権侵害に当たります。以後はやめましょうね。そのように説諭するしかないんです。」

「でも、被害者は自分が法務局に相談した事は知られたくないそうですよ。」

「それなら説諭も無理ですね。」

懸念するのは、彼女が電話口で私に「消えてしまいたい」「いなくなるかもしれない」と語った事である。それがどういう意味なのかは分からないが、万が一自死してしまえば、この対応は明らかに失敗である。しかし、何とかやり過ごし、仕事を続けられれば、法務局と人権擁護委員は適切な対応をしたと結果的に評価されるのだろう。やり切れない。通報者の匿名性を維持したまま調査に入り、法人責任者を説諭する方法はないのだろうか。人権擁護委員の職分を超えた問題になるが、適切な対応と失敗は紙一重なのである。

人権擁護委員以外にも、白河簡易裁判所の民事調停委員や、須賀川市の固定資産評価審査委員会委員長なども務めているが、後者は土地の評価額に対する昨年の審査申出請求棄却裁決に対して福島地裁に取り消し訴訟が提起され、形式上ではあるが、私が被告になってしまった。役員をやれば勉強にはなるが、抱える問題もまた大きくなる。そういえば、白河調停協会でお世話になっている司法書士内田宜枝先生のお父様は福島県土地家屋調査士会元会長の安藤昌宜先生だが、人権擁護委

員だったらしい。内田先生は私に「父にとって、調査士会の会長はいい花道だったと思う」と語ってくれたが、あの当時、安藤先生が人権擁護委員制度にどのように向き合ったのか、知る術がないのは残念である。

とりあえず、来年4月の白河支部の役員改選で白河支部長を退任するのを今から心待ちにしている。

* * * * *

土木行政劣化への作!! 有資格者として対応例の一例

いわき支部 猪 狩 茂

本件は、現在仙台高等裁判所において控訴審中のため、個別情報の開示ができない立場から仮りの符号などを用いて記すことを、お許し願いたい。

私の事務所は、いわき市大字はKN、約1,300世帯、住民数は約3,000人、3区に分かれていて、その中に事務所は位置している。

3～4年前に時期は異なるものの、同様の案件で私の事務所に2つの区長等から相談が持ち込まれた。

私は、土地家屋調査士・行政書士の兼務で実務を行っていた関係上、区長等の相談案件には、業務実績もあり、対応策も持ち合わせていた。

区長等の相談内容は、都市計画法の開発許可によって新設された公共施設道路（以下開発道路）に関する維持管理、開発道路の土地の帰属をどのようにするべきか?が相談の趣旨であった。

丁度その頃、同大字の開発道路の底地を所有する方から相続登記を完了したが、一部所在不明の土地があるので調べて欲しいとの依頼中でもあ

り、この件も含めいわき市に対する対応策を検討することにした。

いずれの相談も昭和51年～昭和60年代に開発許可を得、新設された開発道路の市町村への帰属について、いわき市が不作為状況にあることからの問題であることが事務所の調査で判明した。各相談者へ当事務所の対応策を説明、いわき市へ具体的な策を実践することになった。

市への具体策を述べる前に都市計画法における開発道路に関する市町村への帰属の法的な仕組みについてふれる。土地家屋調査士業務のみで活動している方には、直接関係はないかもしれないが周辺業務の参考として、お付き合いを願えば助かる。

都市計画法は昭和43年成立の法律である。民間資金で市街地の開発を行い法33条の各公共施設の技術基準などを満たせば許可権者は許可をしなければならないとの条文の文言である。

憲法29条財産権に抵触しない範囲内で法33条の技術基準などを定め行政的費用を掛けないで市街地の町づくりをする。乱開発を防止する。そのかわり開発者には開発許可を与える。国が考えた戦後最大の市街地開発法といえる。

公共施設の帰属については次の五つの条文があげられよう。①法4条14項（公共施設の定義）②法32条（公共施設管理者との協議）、③法36条3項（工事完了の公告）、④法39条（公共施設管理権の市町村への帰属）同ただし書き（別段の定めをしたときの例外あり）、⑤法40条2項（公共施設の土地の市町村への帰属）この五つの条文を正しく理解する必要がある。法律上の開発道路（他の公共施設公園なども含む）の管理権の市町村への帰属は法39条で、開発道路の土地の市町村への帰属は法40条2項で、法36条3項の公告日の翌日

にそれぞれ市町村に帰属すると定められている。

ところが区長等から事前相談を受けた支所経済土木課は都市計画法の定めを理解することなく①開発道路の舗装をすること、②境界確定測量を行い境界標の設置をすること、これを満たせば開発道路の寄付を受けると回答したとのこと。土木職員の不勉強さが住民を困らせてしまう。

市へ実践した具体策の時系列①いわき市議会議長に請願書（私単独）を提出する。→市議会で採決の結果否決される。②大字KN字K開発された住宅団地内に住む方々・開発道路の土地所有者の方々の連名で開発道路の帰属をするよういわき市長に陳情書を提出→帰属は受け取られない旨の市長回答が出る。③私単独で第一次民事訴訟を提訴→担当裁判官から本事件は行政事件が相当と助言され訴状を取下げる。④福島地方裁判所に行政事件として提訴→原告適格なしとして却下。⑤仙台高等裁判所に控訴→棄却される。大字KN字K開発道路の所有者の一部から私が所有権を取得する。⑥第二次民事訴訟を開発道路所有者等と福島地方裁判所いわき支部に提訴する→原告ら敗訴（棄却）⑦仙台高等裁判所へ私のみ控訴する→第一回目口頭弁論（R8.6.30）→第二回目口頭弁論（R8.8.20）予定、現在に至る。

市長をはじめ土木部・都市建設部の首脳陣に都市計画法を正しく学び直し、この問題を早急に解決しなければならないと決断した方がいれば住民側は訴訟という負担の重い選択をする必要をせずに済んだのである。

訴訟は、弁護士を代理人とすることなく、本人訴訟で行っている。そのため各種訴訟費用は、印紙・切手代で済んだので経済的負担は軽微（約10万円）ではあった。しかしながら区長等から相談を受けてからすでに3年以上の時間は浪費してし

まっている。純然たる行政事案であるのに…。

控訴人（原告）側は、証拠として昭和57年建設省通達（公共施設管理・帰属）。平成13年開発許可制度運用指針（57年通達を引き継ぐもの）、福島県土木部都市計画課の公共施設管理・帰属の公的解説これらを甲号証として提出している。

仙台高等裁判所控訴審担当裁判官は3名の合議制であり、公文書が証拠であるので勝訴すると考えている。今年の秋には判決の言い渡しが行なわれることと思われる。

行政の劣化はもとより承知していたが、第二次民事訴訟第一審担当の若い裁判官の判決（棄却）には驚かされた。公文書を証拠とし、訴状、準備書面に所管事項優先の原理（都市計画法が所管法この範疇で判断を求めた）、特別法優先の原理（法32条協議は民事行為、法36条3項の公告は特別法この公告日の翌日には公共施設を不特定多数の人々が利用できるとする供用開始の役目がある）この二つの原理を訴状・書面で展開したが採用されなかった。裁判官の劣化と表現せざるを得ない。

「官尊民卑」の言葉は60年以上も前に学んだことであるが令和の時代にもこの考えが深く深く潜んでいるのかもしれない…。

* * * * *

ガウスと測量！

一 近代測量学を形作った数学者の実務的遺産

いわき支部 菅野 貴弘

カール・フリードリヒ・ガウス（1777-1855）は「数学の王」または、アルキメデス、ニュートンと並び「世界3大数学者」とも称されるドイツ

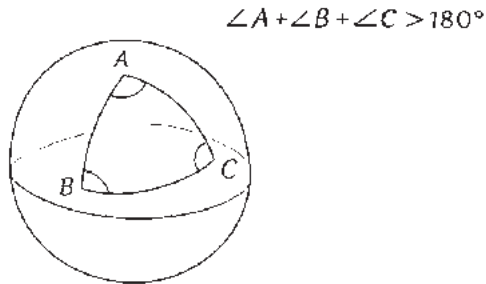
の数学者である。数論・解析学・幾何学・統計学など、あらゆる分野に決定的な足跡を残した人物であるが、特に注目すべき点は、彼が実際に測量現場に深く関わった研究者であったという事実である。

19世紀初頭、ハノーファー王国で実施された三角測量において、ガウスは観測と理論の両面から中心的役割を果たした。山頂間を結ぶ広域三角網を構築し、観測精度の向上と網の整合性確保に取り組んだのである。

広域三角網では、同一点を異なる経路で計算すると必ず不一致が生じるため、観測値をどのように統合するかが課題となる。ガウスは、観測値のばらつきを確率的に扱い、「もっとも整合的な値」を求める方法を体系化した。これが最小二乗法である。今日、三角網平均、厳密網平均、水準網調整、GNSS基線解析などで用いられている網平均計算の基本構造は、この理論に基づいている。さらに、成果の精度を誤差楕円や共分散として評価する考え方も、ここから発展した。現代の解析ソフトウェアの内部では、ガウスが確立した理論がそのまま機能していると言ってよい。こうした功績は後世に高く評価され、旧西ドイツの10マルク紙幣にも、ガウスの肖像とともに、誤差の分布を表す正規分布曲線、ハノーファー三角測量網の一部、そして彼がこの三角測量を高精度に実施するために発明したヘリオトロープ（回照器、太陽光を数十km先まで反射させ、遠距離の視準を容易にした）が描かれた。

ガウスが観測した三角形の中には、数十キロメートル規模の「巨大三角形」もあった。平面では三角形の内角の和は180度である。しかし地球は曲面であり、球面上の三角形では内角の和は180度を超える。ガウスは、大規模三角形の観測

によって空間の性質そのものを検証できる可能性を考えた。実際の観測では、空間が平面幾何と異なることを示す決定的な差は確認されなかったが、ここで重要なのは、幾何学を観測対象と捉えた点にある。



ガウスは、地球のような曲面の幾何学的性質を研究し、曲率（曲がり具合）が曲面内部の情報だけで決定できることを示した。これは「ガウスの驚異の定理」と呼ばれる成果である。この理論は、地球楕円体上の測地線計算や測地測量の理論的基盤となった。さらにこの研究を一般化したのがベルンハルト・リーマン（1826-1866）である。リーマンは、空間そのものが曲がる可能性を数学的に定式化し、リーマン幾何学を築いた。空間を曲率で記述するという考え方は、数学の枠を超え、物理学へと広がっていく。

20世紀初頭、アルベルト・アインシュタイン（1879-1955）は、重力を「時空の曲率」として説明する一般相対性理論を発表した。この理論はリーマン幾何学を数学的基盤としている。GPS衛星は地上約2万キロメートルを高速で周回しているため、衛星の運動による時間のずれ、地上との重力差による時間のずれが生じる。これらを補正しなければ、1日で約10キロメートルに相当する位置誤差が発生する。つまり、GNSS測位は相対論的効果を考慮した上で成立する技術であり、曲率をもつ時空の中で行われる測量ともいえる。

ガウスの三角測量は、単なる地図作成事業では

なかった。それは「誤差理論の確立」「曲面幾何学の発展」「空間理解の深化」へとつながり、現代のGNSS測量につながっている。



旧西ドイツ10マルク紙幣

上) 表面：ガウスの肖像画と正規分布曲線
下) 裏面：ヘリオトロープとハノーファー測量の三角網の一部

図版提供：
Numismatische Sammlung der Deutschen Bundesbank, Frankfurt am Main (Deutsche Bundesbank)

* * * * *

母子三人のプチ留学

相双支部 鈴木 新子

私は6歳と3歳の男の子を育てる母親です。

昨年、じっとしていることが苦手な息子二人を連れて、シンガポールへ行ってきました。大人一人で幼い子ども二人を連れて海外へ行く——。そんな無謀な挑戦を決断した自分に、今思い返しても驚きます。

旅の目的は、現地の幼稚園へのプチ留学でした。

「子どもたちに英語に触れてほしい」という思いはありましたが、実は私自身も英語はほとんど

話せません。

夫には今回日本で留守番をお願いしました。旅費に見合う働きをしてくれるか少々疑問で…(笑) 費用対効果を考えた結果です。

現地では、想像以上にハプニングの連続でした。到着初日にはレストランに携帯電話を忘れ、ある時は幼稚園から「次男が階段から落ちました」と連絡が入りました。慌てて迎えに行くと、冷やすものがなかったのでしょう。先生は自動販売機で買ってきたコーラの缶を次男のおでこに当ててくれていました。日本の幼稚園ではまず見ない光景に驚きましたが、日本の常識が世界の常識ではないと痛感しました。

さらに動物園では、水遊びをしている際に放し飼いのサルに荷物を持っていかれる始末。

「もう勘弁して」と笑うしかない毎日でした。

それでも、この旅で一番心に残っているのは、息子たちの成長した姿です。

幼稚園で遊んでいる途中、疲れて眠ってしまった弟を見つけた長男は、先生のところへ駆け寄り、「スリーピー！ ゴートゥベッドルーム！」と一生懸命伝えてくれたそうです。たったそれだけの英語でも、「弟を寝かせてあげたい」という気持ちはちゃんと先生に伝わりました。

また、歩き疲れた次男が「抱っこ」と私に手を伸ばす度に、長男が何も言わず私の荷物を全部持ってくれました。普段は弟とけんかばかりしているのに、頼もしいお兄ちゃんの顔を見せられました。

そして3歳の次男も、この旅の立派な立役者です。慣れない環境でも好き嫌いなくよく食べ、よく遊び、夜はぐっすり眠り、体調を崩すことなく過ごしてくれました。それだけで、母としては十分すぎるほど花丸でした。

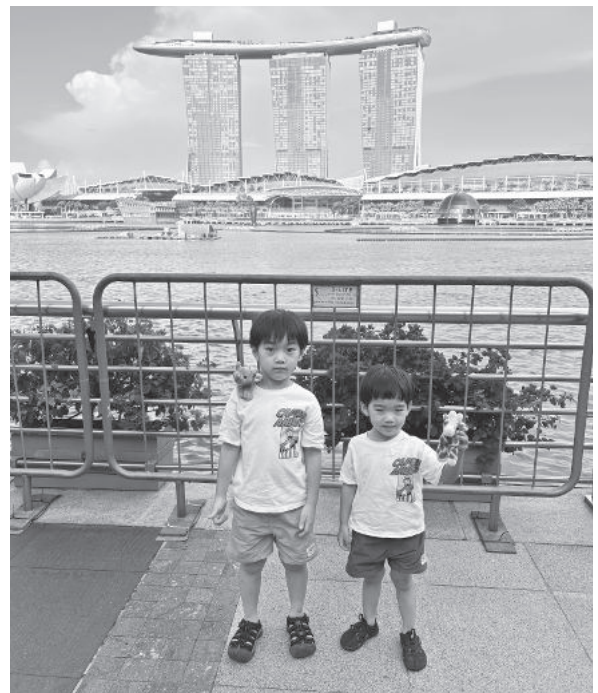
英語がどれだけ身についたかは分かりません。

でも、息子たちが自分なりに伝えようと頑張る姿や、思いやりのある一面を見ることができたことは、私にとって何よりの収穫でした。

子どもたちに「世界は広いよ」と伝えたくて出かけた旅でしたが、私自身も「案外なんとかなるものだな」と少しだけ自信ができました。

必死すぎて、写真はほとんど残っていません。でも、長男が弟を思いやる姿や、次男のたくましさは、私の心にしっかり残っています。

あの時、思い切って飛び出して、本当によかった。いつかまた、少し成長した息子たちと新しい景色を見に行けたらと思っています。



<シンガポールについて>

シンガポールは建国60年という若い国でありながら目覚ましい発展を遂げています。国土面積は東京23区とほぼ同じで、限られた土地を有効活用しています。シンガポールでは国土の約8割が国が所有管理しています。個人や法人が土地の所有権を取得できるケースは限られています。このような土地政策のもと、都市開発やインフラ整備を進めてきたことが急速な発展を支える大きな要因の一つとなっています。

* * * * *

いわき支部活動報告

いわき支部 近 内 正 幸

5月の福島会総会は、いわき支部が担当支部として、いわき市を代表する観光施設「スパリゾートハワイアンズ」において開催されました。前日には本会役員の皆さまと総会の打合せを行い、当日は議長等を支部会員が務めさせていただきました。

今年、いわき市は市制施行60年という節目を迎えました。いわき市の発展を語るうえで、炭鉱の存在は欠かせません。常磐炭鉱は地域経済を支え、当時の勢いは「いわき市歌」にも「炭鉱（やま）に工場（こうば）にこだまする歌」と表現され、全国から多くの人々が集い、活気あふれるまちを形成しました。しかし、主要なエネルギーが石炭から石油へと移り変わる中で炭鉱は閉山を迎えました。坑内掘削の際に苦労の種であった大量の湧出温水を活用することで、いわき市は炭鉱から観光へと大きな転換を遂げました。その象徴が「常磐ハワイアンセンター」であり、地域再生への取り組みは映画『フラガール』（2006年）にも描かれました。

このような歴史のある施設で本会総会が開催され、日調連の岡田会長をはじめ、ご来賓の皆さまにご臨席いただきましたことを、地元支部として大変光栄に存じます。

いわき支部では、令和2年以降に入会された会員が10名を超えましたが、オンライン研修の増加により、会員同士が直接顔を合わせる機会が減少していました。そのため、6月に実施された全会員対象の会員証更新時研修に合わせ、研修後に本宮市のアサヒビール園にて親睦会を企画し、多く

の会員にご参加いただき、和やかな雰囲気の中、会員相互の交流を深める機会となりました。

また、土地家屋調査士の日である7月31日「全国一斉！不動産表示登記無料相談会」周知のため、昨年に引き続き、いわき市発行の「広報いわき7月号」に告知記事を掲載していただきました。併せて、いわき建設事務所、いわき市役所・各支所、公民館、いわき民報社、スーパー等にポスター掲示の協力をいただき、土地家屋調査士の活動を広く周知することができました。広報紙やポスター掲示など費用負担の少ない広報活動により、多くの市民の目に触れる機会を確保することができました。

相談会は2年連続で10名を超える相談者にご来場いただきました。近年は、相続土地国庫帰属に関する相談が増加している状況です。ご協力いただきました福島地方法務局いわき支局の登記官様にも深く感謝申し上げます。

今後も、地域の皆さまに土地家屋調査士の業務・職責をご理解いただけるよう、広報活動に取り組んでまいります。

全国一斉！不動産表示登記無料相談会

福島県土地家屋調査士会いわき支部 ☎23-0811

建物の登記（新築・増築・取り壊し等）、土地の登記（分割・合筆・地積等）、土地境界問題、相続土地の国庫帰属などの相談を土地家屋調査士がお受します。

日時 7/31(金) 10:00~16:00

場所 市文化センター 3階小会議室

（広報いわき7月号）

本会総会での駐車場案内、ならびに無料相談会にご協力いただいた会員の皆様に厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

新人調査士紹介



郡山支部 高橋 大地
(たかはし だいち)

令和8年4月に郡山支部に入会
させていただきました高橋大地と
申します。

県外の大学卒業後、地元である郡山に戻り、土
業の世界に入りました。先に資格を取得していた
行政書士の業務を主に行っていましたが、所長
である降矢正美先生に惹かれ、自分も土地家屋調
査士を目指しました。

まだまだ未熟ではありますが、皆様からのご指
導をいただきながら、自己研鑽に励み、一人前の
調査士になれるよう努めて参ります。

これからどうぞよろしくお願い致します。

* * * * *



いわき支部 蘂谷 崇
(わらがい たかし)

令和8年4月にいわき支部に入
会いたしました、蘂谷崇と申しま
す。

これまでは東京の学校を卒業後、建築・測量会
社にて10年間実務経験を積み、その後は地元いわ
きに戻り、父が経営しておりました測量会社を継
承いたしました。これまで長年にわたり、公共測
量や設計業務などに幅広く従事してまいりました。

土地家屋調査士業におきましては、業界として
はまだ知識も経験も浅く至らない点ばかりでござ
いますが、諸先輩方からの教えや学びを何より大
切にし、「日々の研鑽を怠らない!」をモットー
に一步ずつ確実に業務に励んでまいり所存です。

地域社会への貢献を目指し、誠心誠意取り組ん
でまいりますので、未熟者ではございますが、ご
指導ご鞭撻のほど何卒宜しくお願い申し上げます。



福島支部 河野 史隆
(このの ふみたか)

この度、福島支部に入会いたし
ました河野史隆と申します。

これまで約10年間、土地家屋調
査士の補助者として、現場での測量や図面作成、
登記申請の補助に携わってまいりました。

補助者として学んできたことを土台に、今後は
土地家屋調査士として一つ一つの業務に誠実に責
任を持って取り組んでいきたいと思ひます。

まだ分からないことも多くありますが、諸先輩
方のご指導をいただきながら、自らも研鑽を重
ね、少しずつ成長してまいりたいと思ひます。

どうぞよろしくお願い致します。

* * * * *



いわき支部 大津 興一
(おおつ こういち)

令和8年7月に入会いたしまし
た大津興一と申します。

趣味はサーフィン、ブラジリア
ン柔術、秘湯めぐりなど、家族は妻、娘2人の4
人家族です。

私は、これまでいわき市役所に27年間勤務し、
市民の公共の利益のための行政サービスを提供す
る業務に従事してきましたが、より専門性の高い
土地家屋調査士の業務を通じて、多くの方々の生
活の安定と向上に役立つサービスを提供したいと
考え、この度市役所を早期退職し登録いたしました。

今後は、先輩方のサポートをいただきながら、
日々知識と技術の習得に努め、業務を通じて感謝
してもらえよう土地家屋調査士になれるよう
頑張っ参ります。

どうぞよろしくお願い致します。

(リレー企画)

土地家屋調査士のわんぱく現場メシ紹介のコーナー

郡山支部の渡邊優です。第5回を担当させていただきます。

前回のいわき支部古川造吾さんからバトンを受け取り、私の仕事を今も変わらず「支えてくれている」特別な現場メシをご紹介します。



修業時代の師匠の事務所の隣の隣にある「弁慶」さん。メニューは潔く「店主おまかせの定食」一種類のみです。

和食の料理人ならではの絶妙な焼き魚に、空腹に沁み渡るやさしい味付けの煮物、そして豊富な野菜。どこから見ても体に良いものばかりの一皿です。

修業時代にはあまり食べる機会がありませんでしたが、独立が決まった時の送別会もこのお店でした。今でもお昼時に暖簾をくぐると、師匠が先客で座っていたり、後からふらりと入って来たりします（取材の日も遭遇しました）。

日頃のランチから会合まで、折に触れていただく滋味深い料理の数々。空腹も気持ちも満たされるからこそ、私は今日も健康に働くことができます。皆様も近くにお越しの際は、ぜひこの温かさに癒やされてみてください。



ある日の定食

店舗情報

『日本料理 弁慶』

住 所：郡山市朝日二丁目6-3

T E L：024-933-9110

営業時間：11：30～13：30

17：00～ラストオーダー21：00

定休日：土曜日・日曜日・祝日

今回は、
相双支部 新道 竜さん、
よろしくお願いいたします！



渡邊 優
(郡山支部)

Information

今後の会務予定

10月31日(土) 第2回業務研修会 郡山市「ユラックス熱海」

会員異動 ※敬称略

○入 会○

令和8年3月23日 田瀬 伸吾（福島支部）
 令和8年4月1日 三浦 洋一（会津支部）
 令和8年4月1日 高橋 大地（郡山支部）
 令和8年4月1日 藁谷 崇（相双支部）
 令和8年7月1日 河野 史隆（福島支部）
 令和8年7月1日 大津 興一（いわき支部）
 令和8年8月1日 齊藤 智英（相双支部）

●退 会●

令和8年1月13日 矢吹 勝彦（いわき支部）
 令和8年1月30日 重巢 栄治（会津支部）
 令和8年3月15日 永山 慎一（いわき支部）
 令和8年3月19日 佐藤 英輔（会津支部）
 令和8年3月31日 安齋 四郎（福島支部）
 令和8年3月31日 齊藤 浩一（郡山支部）
 令和8年4月30日 内田 亮也（郡山支部）
 令和8年5月29日 景山 宏喜（郡山支部）

訃 報

令和8年1月14日 福島支部 矢部正美会員がご逝去されました。
 故人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

編集後記

今年の夏も暑い日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

「会報ふくしま」にご寄稿頂いた皆様に心より感謝申し上げます。

早いもので、私が広報部を担当するようになって1年半が過ぎようとしております。

これからも福島県土地家屋調査士会のより良い情報をお届けしたいと考えております。

連合会の広報部で「攻めの広報活動」として新たな制度広報ポスターを作成しております。完成した際は、当調査士会でもおおいに利活用していきたいと考えております。

今後も福島県土地家屋調査士会並びに土地家屋調査士制度を多くの他方面の方々にも周知していただけるよう会員の皆様には日頃から広報をお願いできればと思います。

ご協力の程、よろしくお願いいたします。

広報部長 宗像 浩

会報ふくしま No.92 (夏号)

発行日 令和8年8月24日
 発行者 会長 土 井 將 照
 発行元 福島県土地家屋調査士会
 〒960-8131
 福島県福島市北五老内町4-22
 TEL : 024-534-7829
 FAX : 024-535-7617
 E-mail : info@fksimaty.or.jp

印 刷 株式会社 阿部紙工

★会報ふくしまは、福島県土地家屋調査士会ホームページへの掲載も行っております。
 ぜひご利用ください。

測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

**業務使用中、携行中、保管中等の
偶然な事故による損害に対し、
保険金をお支払いします。**

例えば

1

測量中誤って
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、自宅等
に保管中に盗難にあった。



等

●個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の年間保険料

測量機器総合保険(本制度): 30,000円

動産総合保険(個別加入): 83,820円

**約64%
割安!**

●免責金額はありません。

●事業用無人ヘリコプター(ドローン)の取扱も開始しました。

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。詳細はパンフレット等をご覧ください。
ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10
土地家屋調査士会館6F
TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 03(6877)5310